

東京都観光ボランティアの派遣に関する要領

平成 14 年 8 月 9 日付 14 産労観企第 157 号
改正平成 17 年 4 月 1 日付 17 産労観企第 1 号
改正平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労観受第 975 号

(目的)

第 1 この要領は、海外から東京都を訪れる旅行者に対して観光案内等の利便性の向上を図るため、東京都観光ボランティア（以下「観光ボランティア」という。）の派遣（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 この要領において、観光ボランティアとは、観光ボランティアの活用事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付 30 産労観受第 973 号）に定める観光ボランティアとして登録され、観光ボランティアとして活動する者をいう。

(観光ボランティアの派遣先)

第 3 派遣先は次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 国又は地方公共団体に関する公的団体
- (3) 独立行政法人国際観光振興機構の基準を満たす国際コンベンション等を主催する団体
- (4) 国又は地方公共団体が共催又は後援する団体

(派遣実施方法)

第 4 本事業は、委託により実施する。受託者は、本要領の規程を遵守しなければならない。

2 受託者は、本事業に関して、事故、災害、紛争等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、直ちにその状況を東京都に報告しなければならない。

3 東京都は、事故等が発生した場合には、直ちにその状況を把握し、措置をとるものとする。

(活動事業)

第 5 観光ボランティアが活動する事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 東京の観光振興又は国際コンベンションの円滑な運営に寄与するもの
- (2) 活動する場所が一定の地域又は施設内のみであるもの

(派遣依頼)

第 6 派遣先は、派遣依頼をしようとするときは、ボランティア派遣依頼書（第 1 号様式）にて受託者に申請するものとする。

2 派遣依頼は、原則として募集受付期間が 1 4 日程度、募集締め切りから活動日までの期間が 1 4 日以上あることを要する。

(募集)

第 7 受託者は、派遣先からの依頼を受け、観光ボランティア向けのポータルサイト上で、募集を行うものとする。

- 2 登録している観光ボランティアは、電磁的記録システム等に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

(派遣者リストの作成)

- 第8 受託者は、受け付けた観光ボランティア応募者が必要数を超過した場合、派遣先の募集資格要件及び観光ボランティア派遣基準（別紙）に照らし、登録期間内の活動機会が均等になるよう派遣者リストを作成するものとする。
- 2 受託者は、受け付けた観光ボランティア応募者が必要数に満たない場合、原則として満たない数で派遣者リストを作成するものとする。

(説明会の開催及び活動結果報告書の提出)

- 第9 派遣先は、観光ボランティアに対して活動前に説明会を開催するものとする。
- 2 派遣先は、受託者から派遣者リストを受領後7日以内に、観光ボランティアに対し、説明会の開催通知を送付するものとする。
- 3 派遣決定を受けた派遣先は、活動終了後に活動結果報告書（第3号様式）を概ね10日以内に提出するものとする。

(派遣条件・交通費などの支給)

- 第10 派遣先は1回の派遣ごとに、観光ボランティアに交通費を支給するが、報酬は支給しないこととする。
- 2 派遣先は、派遣時間が昼食時をはさむ場合は、原則として食事又は千円を支給するものとする。
- 3 観光ボランティアの派遣時間は、原則として平日、土曜及び祝休日の午前8時30分から午後9時までの間で、1回につき8時間以内とする。
- 4 派遣先は、観光ボランティアに休憩時間を活動時間4時間につき15分間、休憩時間を6時間を越える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間与えることとする。

(守秘義務)

- 第11 派遣先は、観光ボランティアのプライバシーを尊重し、その身上に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。活動終了後も同様とする。
- 2 派遣先は、派遣により知りえた観光ボランティアの個人情報を活動終了後廃棄し、都にその状況を活動結果報告書で報告すること。

(その他)

- 第12 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。